

障がい児通所支援事業者 各位

こども未来局子育て支援部こども発達支援課課長
(事業所指定・指導担当)

障がい児通所支援の建築物の適法状況について

平素より、障がい児福祉行政にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

指定障がい児通所支援事業所の新規指定及び事業所移転にあたり、児童の安全を確保するため、使用する建築物が建築基準法等を満たすことの確認方法の見直しを行いましたので通知します。

記

1 変更点

変更前	変更後
建築基準法に基づく確認済証または検査済証の交付を受けている建築物 (確認方法) 下記のいずれかの書類の提出を求める。 ①検査済証 ②確認済証 ③建築確認等台帳記載事項証明書	建築基準法に基づく <u>検査済証</u> の交付を受けている建築物 (確認方法) 下記のいずれかの書類の提出を求める。 ①検査済証 ②建築確認等台帳記載事項証明書 <u>(検査済証の交付履歴があるもの)</u>

※上記を満たさない場合、建築士により建築基準法等を満たすことの確認を受けた報告書等の提出をもって、建築基準法に基づく検査済証の交付を受けている建築物と同等とみなします。

2 運用開始時期

令和 7 年 5 月 1 日付新規指定・事業所移転

【問い合わせ先】

福岡市こども未来局子育て支援部こども発達支援課

TEL:092-711-4987 FAX:092-733-5718

E-mail:syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp